



職員の懲戒処分を行いました

県組織内においてパワーハラスメントが発生しているとの公益通報が寄せられ、長野県職員等公益通報制度により調査した結果、パワーハラスメントが認められましたので、職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和6年(2024年)8月22日(木)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処分理由
本庁 部長級 58歳	減給 2/10 3月	令和4、5年度において、業務の進め方について再三にわたり組織的に注意・指導を受けていたにもかかわらず、特定(複数)の職員に対して、他の職員の前で勤務時間外もしくは長時間にわたり廊下や隣の執務室まで聞こえる声で、叱責・詰問をするパワーハラスメント行為を繰り返し行った。そのため、精神的なストレスにより出勤できない状況になるなど、複数の職員が精神の不調をきたした。

※長野県職員等公益通報制度の概要、公表内容については[こちら](https://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/koekituho/koekituho.html)
<https://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/koekituho/koekituho.html>

(問合せ先)

担当 総務部コンプライアンス・行政経営課
石澤、青木
電話 026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2553
FAX 026-235-7030
E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp